

# 地方行財政制度について (説明資料)

平成26年5月27日

伊藤 元重  
小林 喜光  
佐々木 則夫  
高橋 進

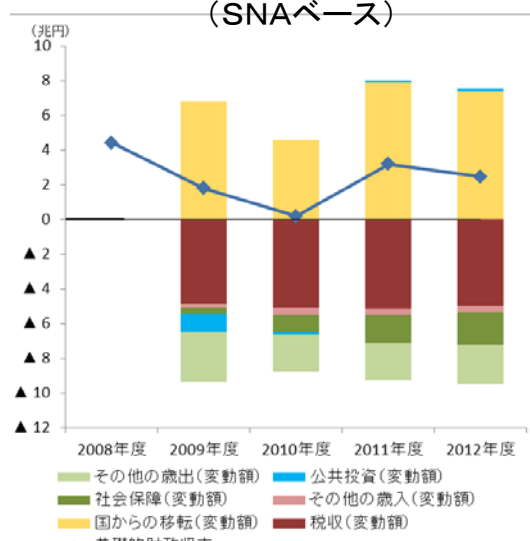
# 1. 平成27年度予算編成に向けて

地方財政については、中期財政計画に基づき、地方の一般財源の総額について、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する必要がある。その一方で、歳出内容については、給与関係費をはじめとした地方財政計画の計上の適正化を行うほか、以下の点を含め、徹底した効率化を推進すべき。また、リーマンショック後、基金の積立金残高が増加傾向にあることにも留意すべき。こうした点や経済・税収動向等も踏まえつつ、できる限り早期に財源不足額を解消することを目指すべき。

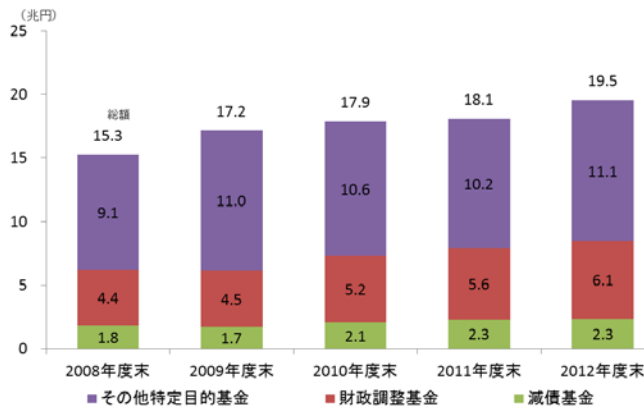
(※平成26年度の財源不足額は5.9兆円(国地方折半対象+別枠加算)、国地方折半対象以外4.7兆円(別枠加算除く)の合計10.6兆円)

- 赤字を抱えている公営企業、特に下水道、公立病院の収支改善を進めるべき。下水道については、応益負担の拡大、公立病院については、同様の形態の官民経費比較による効率化の推進を図るべき。
- PPP/PFI事業の大宗(※)を占める地方自治体の役割は大きい。事業規模目標の実現に向け、民間が参入しやすい情報整備、地方公共団体に対するインセンティブ付与等に加え、公営住宅等の分野で、ユニバーサルテストインングの導入を推進すべき。(※PFI実績428件のうち地方が事業主体である事業は320件(平成25年9月30日現在))。
- eガバメントの取組を、業務改革と併せて、国・地方一体で推進すべき。
- 適切なマクロ経済運営の観点から、地方の公共事業の執行状況・執行残を四半期ベースで公開すべき。

地方の基礎的財政収支と変動要因 (SNAベース)

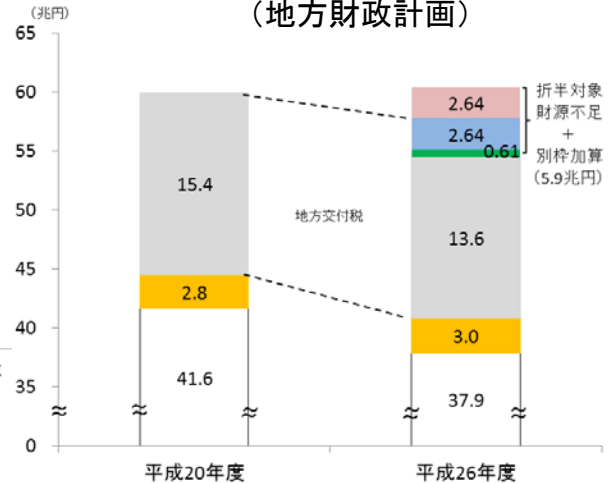


地方の積立金残高



(備考)総務省「地方財政白書」より作成。2011年度末、2012年度末については、被災3県のその他特定目的基金を除いた額。  
 減債基金：将来の地方債償還に備える基金  
 財政調整基金：突発的な災害や緊急を要する経費に備えるほか、年度間調整的な役割を果たす基金  
 その他特定目的基金：街づくりや文化振興などの特定の政策のための基金

地方財政の一般財源の内訳 (地方財政計画)



(備考)総務省「地方財政計画」より作成。  
 折半対象財源不足 + 別枠加算 (5.9兆円)

(備考)内閣府「国民経済計算年報」より作成。変動額は2009年以降の累計。

# 2. 人口減少社会において集約と活性化を推進するための地方行財政制度のレジーム転換

## 頑張る地方等を支援する仕組み

### ■ 効率化の取組支援

(例) 市町村国保の若年層の加入率の引き上げ、医療費効率化への取組を支援する観点から、国保制度における調整交付金の活用・拡充を検討すべき。

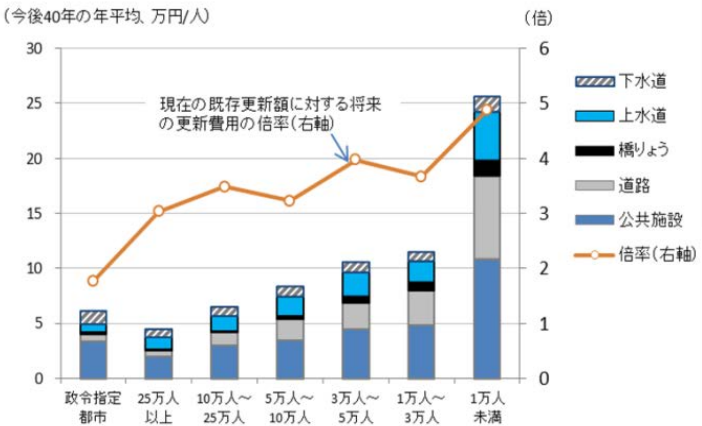
⇒ 市町村国保が、地域住民の健康状況の管理、適切な医療サービス提供が行われているか、エビデンスに基づくチェックを通じ住民と国民負担の増大を最小化すべき。そのためには、その努力が組合財政に反映されるなどのインセンティブが重要。調整交付金の活用を検討すべき。

### (例) インフラ長寿命化、選択と集中へのインセンティブ

⇒ 多くのインフラの維持管理コストは自治体負担であり、今後市町村財政の経常経費を圧迫することが見込まれる。自治体の管理・更新等に係る中長期的な経費や財源の見込みを踏まえ、自治体自身が厳しく施設数・規模の見直しを図り、そのファイナンスの仕組みを検討すべき。

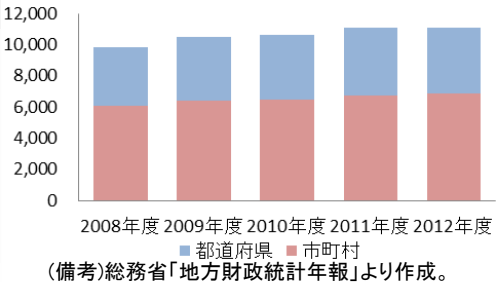
⇒ 交付税の算定基準が学級数や学校数などのストック量に依存しており、ストックを維持させる方向に制度が機能しているほか、社会資本に係る設置権限や費用負担が国・地方相互に入り組んでいる。国、都道府県、市町村の役割分担の見直し、直轄事業・補助事業・単独事業のあり方の見直しが必要。また、公共施設の転用手続きが複雑であり、大胆な簡素化が不可欠。

市町村の公共施設・インフラの更新費用見込み  
～小規模市町村での負担は大～



(備考) 総務省自治財政局財務調査課(2012)「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」より作成。111市町村からの回答に基づくアンケート結果。現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定した場合の費用。

維持補修費の推移(決算)



### 地方自治体の役割分担例と測定単位(教育)

	役割分担	測定単位	
		小学校	中学校
都道府県	市町村立小・中学校等の教職員の任命、給与費の負担	教職員数	教職員数
市町村	市町村立の小・中学校の設置管理	児童数	生徒数
		学級数	学級数
		学校数	学校数

国・都道府県・市町村の役割分担(教育)

	国	都道府県	市町村
権限	○制度の枠組みの制定 ・学校教育制度、地方教育行政制度 ・教科書検定、教職員免許 ○全国的な基準の設定 ・学校設置基準、学習指導要領 ・学級編成、教職員定員 ○教育条件整備のための財源保障 ・教職員給与と校舎建設等の国庫負担	○小・中学校の教職員の人事 ○指導、助言、援助	○小・中学校の設置・運営 ○小・中学校の教職員の服務監督
財源	○教職員給与費の1/3負担(義務教育費国庫負担金) ○普通交付税措置	○都道府県による給与費負担 ○一般財源等 ・教職員数を測定単位にした普通交付税	○一般財源等 ・児童数、学級数、学校数を測定単位にした普通交付税
備考		○県費負担教職員の人事権について、市町村に移譲することを検討(中教審答申) ○県費負担教職員の給与について、指定都市に移譲する方向で見直す(中教審答申)。 ○教職員の配置に対する校長の意向を反映させる取組や予算面における学校裁量を拡大(中教審答申)	

## 2. 人口減少社会において集約と活性化を推進するための地方行財政制度のレジーム転換

### **頑張る地方等を支援する仕組み(続き)**

#### ■ 自治体間をまたがる行政サービスの供給・負担のバランス化

(例) 供給地域とその費用を負担する地域とのバランスを調整する仕組みを拡充し、自治体間の行政サービスの連携を促進すべき(サービス供給の広域化に伴う費用分担の標準化に向けたガイドライン整備)。

(例) 大都市では医療・介護施設不足、地方では余剰が見込まれる中、市町村の医療・介護負担を考慮した地方の医療・介護資源と都市高齢者とのマッチング施策を充実すべき。

⇒ 大都市居住高齢者などの地方への呼び込みを促進するための住所地特例(介護保険制度において、被保険者が施設に転居する前の保険者が引き続き保険者となる特例制度)の医療分野も含めた適用拡大の検討

#### ■ 選択と集中の実行を進める資金調達の円滑化

(例) 広域自治体、定住自立圏、コンパクトシティ等を推進する上で発生する集約・統廃合等に伴う除却に係る諸コストを賄う地方債(26年度新規創設)の積極的活用を促し、資金調達を円滑化すべき。

### **自治体自らが、持続可能な行政サービスの適正規模、内容を判断できる環境づくり**

#### ■ 配分された地方交付税額をはじめとする各自治体の地方財政状況について、一般行政経費単独事業費の決算状況を含め自治体間で比較考量できるように、電子データによる開示を促進すべき。(※基準財政需要額の経費別データや一般行政経費単独事業費の経費別データ等が自治体ごとに示されていない。)

#### ■ 地方公会計整備、固定資産台帳の整備を、引き続き、推進・加速すべき

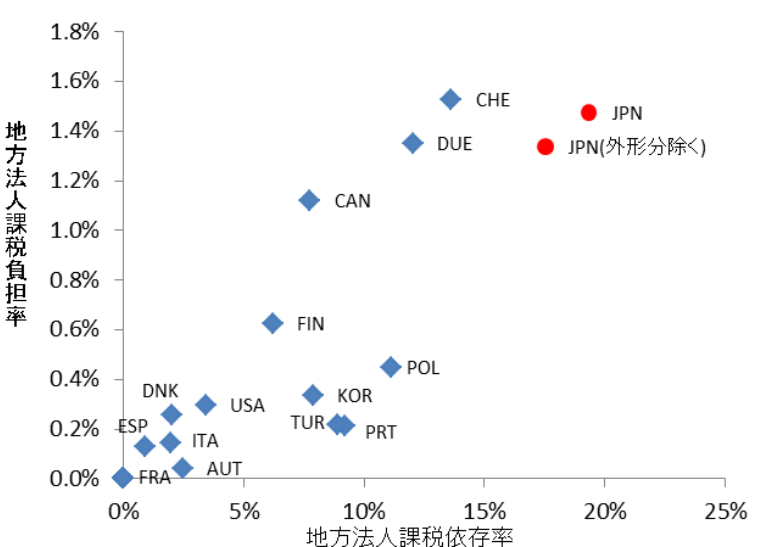
#### ■ ITコストの軽減、行政業務の効率化を推進する観点から、電子自治体におけるデータや申請フォーマット等の標準化を推進すべき。

### 3. 安定的で地域間格差の少ない地方税改革の推進

地方税収に占める法人課税の割合が高い地方税収構造は、地方財政が景気回復やグローバル競争の影響を受けやすく、また、企業立地等により地域間格差を拡大することとなり、その結果、国の財政調整機能への依存をより大きくすることにつながる。

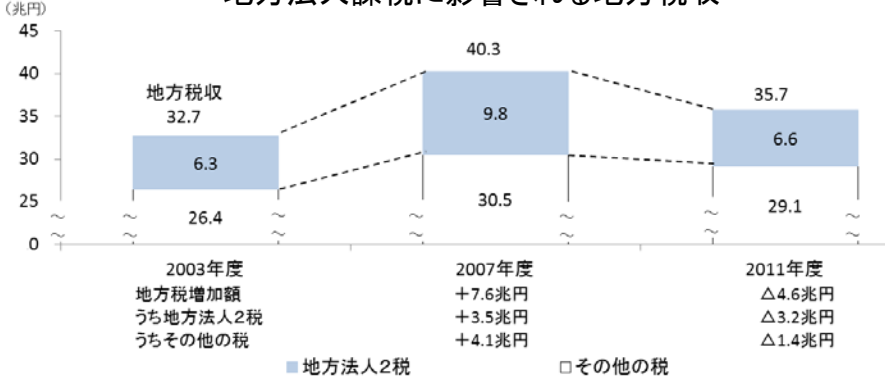
- 地方税収の安定性の向上や地方団体間の財政力格差是正に向け、地方法人課税改革を引き続き推進すべき。
- 国の法人課税に関する検討と並行して、地方の法人課税についても、税率引下げについて検討を進めるべき。

OECD加盟国の地方法人課税依存率と地方法人課税負担率



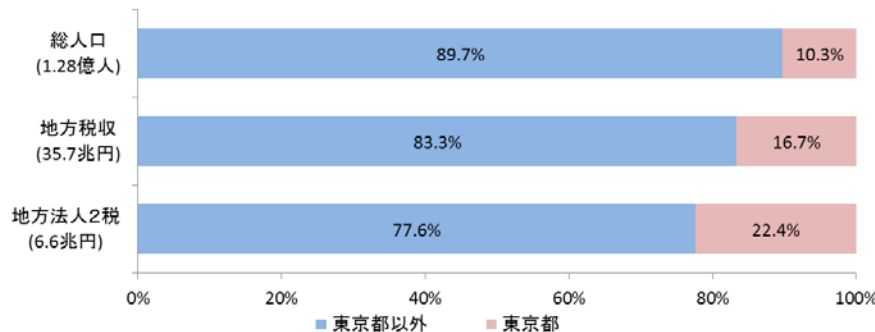
(備考)1. OECD “Tax Database”, “Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」、財務省「財政統計」、総務省「地方財政統計」、「道府県税の課税状況等に関する調」により作成。  
 2. ポーランド(POL)は2011年の値、他は2012年。  
 3. 法人課税負担率は地方法人課税額/名目GDP、法人税課税依存率は地方法人課税額/地方税収合計と定義。  
 4. 日本(JPN)は地方法人2税と地方法人特別譲与税の合計。法人事業税の外形標準課税分の税額は6500億円程度(2012年度)。

地方法人課税に影響される地方税収



(備考)1. 総務省「地方財政統計年報」より作成。  
 2. 都道府県と市町村の合計。2011年度は地方法人特別譲与税を含む。2007年度には所得税から個人住民税への税源移譲分(3兆円)が含まれる。  
 3. 直近の地方税収の山と谷を比較したもの。

税収等に占める東京都の割合(2011年度決算)



(備考)1. 総務省「地方財政統計年報」より作成。  
 2. 都道府県と市町村の合計。地方法人特別譲与税を含む。